

別府市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、令和8年1月10日から、下記のとおり、本市の区域のうち次の表の左欄に掲げる字の区域及びその名称を、同表の右欄に掲げる町の区域及びその名称に変更するので告示する。

令和7年3月25日

別府市長 長野 恭紘



記

字の区域及びその名称	町の区域及びその名称
大字鶴見字田口、字新別府の一部、字新貝の一部、 字西法寺の一部、字荒屋敷の一部、字上森山の一部、 字市ノ原の一部、字芳元の一部、字三田の一部、 字角田の一部、字石田の一部、字桑ノ元の一部、 字実相寺山の一部	新別府町（しんべっぷちょう）
大字鶴見字下森山、字野地の一部、字楮畑の一部、 字目齒頭の一部、字実相寺山の一部、字上森山の一部、 字市ノ原の一部、字芳元の一部、字下田井の一部、 字合ノ坪の一部	実相寺町（じっそうじちょう）
大字北石垣字瓜畑の一部、字古寺の一部	
大字南立石字観海寺の一部、字坂本の一部、 字堂ノ上の一部、字上ノ田の一部、字長畑ケの一部 字松葉の一部	観海寺町（かんかいじちょう）
大字南立石字本村の一部、字南田位の一部、 字北田位の一部、字尾ノ上の一部、字地藏ノ下の一部	南立石本町 （みなみたていしほんまち）